

昭和四十年政令第二百十九号

港則法施行令

内閣は、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第二条及び第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（港及びその区域）

第一条 港則法（以下「法」という。）第二条の港及びその区域は、別表第一のとおりとする。

（特定港）

第二条 法第三条第二項に規定する特定港は、別表第二のとおりとする。

（指定港）

第三条 法第三条第三項に規定する指定港は、別表第三のとおりとする。

附 則 抄

1 この政令は、港則法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第八十号）の施行の日（昭和四十年七月一日）から施行する。

附 則 （昭和四十二年二月二日政令第三七七号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十二年一月十日から施行する。

附 則 （昭和四十二年七月一〇日政令第一八四号）

この政令は、昭和四十二年八月一日から施行する。ただし、別表第一福島県の部江名の項、福島県の部三国の項、鳥取県の部鳥取の項、鳥取県島根県の部境の項、福岡県の部苅田の項及び大分県の部佐伯の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四十二年四月二二日政令第六七号） 抄

（施行期日）

1 この政令の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日から施行する。

一 別表第一愛知県の部伊良湖の項、三重県の部宇治山田の項、兵庫県の部高砂の項及び同部伊保の項の改正規定 この政令の公布の日

二 別表第一富山県の部伏木富山の項の改正規定及び次項の規定 昭和四十三年四月十七日

三 別表第一千葉県の部木更津の項及び大阪府の部阪南の項並びに別表第二大阪府の項の改正規定 昭和四十三年六月一日

附 則 （昭和四十四年六月四日政令第一四一号）

この政令は、昭和四十四年六月十日から施行する。ただし、別表第一島根県の部松江の項及び長崎県の部長崎の項の改正規定は公布の日から、同表新潟県の部新潟の項の改正規定は同年八月一日から施行する。

附 則 （昭和四十五年五月二七日政令第一四四号） 抄

1 この政令は、昭和四十五年六月一日から施行する。

附 則 （昭和四十六年五月一日政令第一四三号）

この政令は、昭和四十六年五月十五日から施行する。ただし、別表第一北海道の部枝幸の項及び岩内の項、茨城県の部鹿島の項、千葉県の一部館山の項並びに鳥取県の部鳥取の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四十六年六月一日政令第一七一号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附 則 （昭和四十七年四月二八日政令第一一三三号）

この政令は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附 則 （昭和四十七年五月三〇日政令第二〇九号）

この政令は、昭和四十七年六月十五日から施行する。ただし、別表第一新潟県の部直江津の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四十八年一月二六日政令第五号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（昭和四十八年七月一日）から施行する。

附 則 （昭和四十八年一月二〇日政令第三四〇号）

この政令は、昭和四十八年十二月一日から施行する。ただし、別表第一北海道の部留萌の項及び鹿児島県の部志布志の項並びに別表第二北海道の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四十九年四月二二日政令第九九号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十九年四月十二日から施行する。ただし、別表第一北海道の部羅臼の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四十九年一〇月二二日政令第三五三三号）

この政令は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

附 則 （昭和五〇年七月二二日政令第二〇五号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十年七月十日から施行する。

附 則 （昭和五十一年七月九日政令第一九四号）

この政令は、昭和五十一年七月二十日から施行する。

附 則 （昭和五十三年一月一八日政令第四号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十三年二月一日から施行する。

附 則 （昭和五十四年一月一九日政令第六号）

この政令は、昭和五十四年二月一日から施行する。

附 則 （昭和五十五年一月二二日政令第二二二号）

この政令は、昭和五十五年二月一日から施行する。

附 則 （昭和五十六年一月二七日政令第一〇号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十六年二月一日から施行する。

附 則 （昭和五十七年七月六日政令第一八八号） 抄

1 この政令は、昭和五十七年七月十日から施行する。

（港湾運送事業に係る経過措置）

4 この政令の施行の際現に、改正後の港則法施行令別表第一の苦小牧港の区域（改正前の同表の苦小牧港の区域を除く。）において港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第二項の港湾運送事業に相当する事業を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間は、港湾運送事業の免許を受けないでも、当該区域において当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該事業について免許を申請した場合において、免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

附 則 （昭和五十八年八月三〇日政令第一九四号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十八年九月一日から施行する。

（港湾運送事業に係る経過措置）

5 この政令の施行の際現に、改正後の港則法施行令別表第一の大分港の区域（改正前の同表の大分港の区域を除く。）において港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第二項の港湾運送事業に相当する事業を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間は、港湾運送事業の免許を受けないでも、当該区域において当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該事業について免許を申請した場合において、免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

附 則 （昭和五十九年八月二四日政令第二六〇号）

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十九年九月一日から施行する。

（港湾運送事業に係る経過措置）

5 この政令の施行の際現に、改正後の港則法施行令別表第一の大分港の区域（改正前の同表の大分港の区域を除く。）において港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第二項の港湾運送事業に相当する事業を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間は、港湾運送事業の免許を受けないでも、当該区域において当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該事業について免許を申請した場合において、免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

附 則 （昭和五十九年八月二四日政令第二六〇号）

（施行期日）

1 この政令は、昭和五十九年九月一日から施行する。

この政令は、昭和五十九年九月一日から施行する。
附 則（昭和六〇年七月九日政令第二二〇号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和六十年七月十五日から施行する。ただし、別表第一兵庫県の部尼崎の項及び西宮の項の改正規定並びに別表第二兵庫県の項の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、同年十月一日から施行する。

附 則（昭和六一年六月三日政令第二〇一号）

この政令は、昭和六十一年六月十五日から施行する。

附 則（昭和六二年七月三日政令第二五五号）

この政令は、昭和六十二年七月十日から施行する。ただし、別表第二宮城県の項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附 則（昭和六三年七月二日政令第二二七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和六十三年七月二十日から施行する。

附 則（平成元年七月二日政令第二三〇号）

この政令は、平成元年八月一日から施行する。

附 則（平成二年八月二七日政令第二五二号）

この政令は、平成二年八月二十四日から施行する。

附 則（平成三年一〇月二二日政令第三二九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成三年十一月一日から施行する。

（港湾運送事業に係る経過措置）

3 この政令の施行の際現に、改正後の港則法施行令別表第一の開門港の区域（改正前の同表の開門港の区域を除く。）において港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第二項の港湾運送事業に相当する事業を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間は、港湾運送事業の免許を受けないでも、当該区域において当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該事業について免許を申請した場合において、免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

附 則（平成四年一二月九日政令第三七二号）

（施行期日）

1 この政令は、平成四年十二月十五日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前にこの政令による改正前の横須賀港の区域（この政令による改正後の横須賀港の区域を除く。）における工事又は作業について港則法第三十一条の規定により横須賀港の港長がした許可は、同条の規定により京浜港の港長がした許可とみなす。

附 則（平成五年八月二五日政令第二七九号）

この政令は、平成五年九月一日から施行する。ただし、別表第二茨城県の項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附 則（平成六年七月一日政令第二二二号）

この政令は、平成六年七月十日から施行する。

附 則（平成六年一〇月一三日政令第三三二二号）

この政令は、平成六年十月二十日から施行する。

附 則（平成七年一二月二二日政令第四二七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成八年一月五日から施行する。

附 則（平成八年七月一九日政令第二二五号）

この政令は、平成八年七月二十五日から施行する。

附 則（平成八年一〇月九日政令第三〇二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成八年十月十五日から施行する。

（港湾運送事業に係る経過措置）

3 この政令の施行の際現に、改正後の港則法施行令別表第一の水島港の区域（改正前の同表の水島港及び玉島港の区域を除く。）において港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第二項の港湾運送事業に相当する事業を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間は、港湾運送事業の免許を受けないでも、当該区域において当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該事業について免許を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に基づく免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

5 この政令の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる玉島港についての港湾運送事業に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成九年一〇月一七日政令第三一七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成九年十月二十四日から施行する。

（港湾運送事業に係る経過措置）

4 この政令の施行の際現に、改正後の港則法施行令別表第一の三河港の区域（改正前の同表の豊橋港及び蒲郡港の区域を除く。）において港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第二項の港湾運送事業に相当する事業を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間は、港湾運送事業の免許を受けないでも、当該区域において当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該事業について免許を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に基づく免許をする旨又は免許をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

6 この政令の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる豊橋港又は蒲郡港についての港湾運送事業に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年九月二日政令第三〇〇号）

この政令は、平成十年九月十日から施行する。

附 則（平成一一年一〇月二二日政令第三三〇号）

この政令は、平成一十一年十月二十九日から施行する。

附 則（平成一二年八月三〇日政令第四一〇号）

この政令は、平成一十二年九月十日から施行する。

附 則（平成一三年八月一〇日政令第二六九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成十三年九月十日から施行する。

（港湾運送事業に係る経過措置）

4 この政令の施行の際現に、改正後の港則法施行令別表第一の開門港の区域（改正前の同表の開門港の区域を除く。）において港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第三条第一号から第四号までに掲げる港湾運送事業に相当する事業を営んでいる者は、この政令の施行の日から一年間は、同法第二十二條の二第一項に規定する許可を受けないでも、当該区域において当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該事業について許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に基づく許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

附 則（平成一三年一二月二八日政令第四三四号）抄

道 北 海 枝	幸	雄	武	紋	別	網	走	羅	白	根	室	花	咲	霧	多	布	厚	岸	釧	路	十	勝	え	り	も	様	似	浦	河
北見枝幸港島防波堤灯台（北緯四四度五五分四八秒東經一四二度三六分二秒）から三〇六度一、一六五メートルの地点を中心とする半径一、二〇〇メートルの円内の海面	雄武港新北防波堤灯台（北緯四四度三五分一〇秒東經一四二度五八分八秒）から三〇三度五三〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	紋別灯台（北緯四四度二分二秒東經一四三度二分五五秒）から九三度一、〇九五メートルの地点から九〇度二、〇六五メートルの地点まで引いた線、同地点から一五四度一、七八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二〇度三〇分一、三九五メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	網走港東防波堤灯台（北緯四四度一分二秒東經一四四度一七分一五秒）から二七九度六〇〇メートルの地点を中心とする半径二、一〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれれ九〇度及び三〇五度引いた線以北の部分、同地点から九〇度二、一〇〇メートルの地点から一八〇度一、二三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三三度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面並びに新橋下流の網走川水面	羅臼港第三西防波堤灯台（北緯四四度一分一七秒東經一四五度二分一〇秒）から二五三度六五五メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	根室港北副防波堤灯台（北緯四三度二分五三秒東經一四五度三四分四四秒）から一九二度五〇〇メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面	花咲灯台（北緯四三度一六分四三秒東經一四五度三五分二〇秒）から一八三度一、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	霧多布三角点（四七メートル）（北緯四三度四分五〇秒東經一四五度八分二五秒）から〇度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度引いた線、同三角点から二六三度三分一、五九〇メートルの地点から二〇四度三〇分八五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八八度三〇分四四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	アイカッヅ埼から二六二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	釧路埼灯台（北緯四二度五八分一〇秒東經一四四度二分二四秒）から三五三度二〇メートルの地点から一八〇度三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度八、五九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに雪裡橋下流の釧路川水面	広尾三角点（二六メートル）（北緯四二度一七分一一秒東經一四三度一九分一〇秒）から一〇度三分二、六六〇メートルの地点から一〇二度二、八四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二一五度三分四、二五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二九一度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	住吉山山頂から二〇八度一八五メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	様似港外西防波堤灯台（北緯四二度七分二六秒東經一四二度五四分四〇秒）から二八度七九五メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面	浦河灯台（北緯四二度九分四六秒東經一四二度四六分三六秒）から三一九度一、四七〇メートルの地点から二五六度一、四〇五メートルの地点まで引いた線、同地点から一八六度八四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇七度三分二、二一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面																

苦小	真小牧三角点（六・六メートル）（北緯四二度三七分五二秒東経一四一度三九分一六秒）から二六三度五、四一〇メートルの地点から一七四度五、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点と苦小牧港東港区東防波堤灯台（北緯四二度三四分四九秒東経一四一度四六分一七秒）から一二〇度三〇分七、八四〇メートルの地点とを結んだ線、同地点から二〇度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
牧	室蘭港南外防波堤灯台（北緯四二度二〇分五六秒東経一四〇度五四分五八秒）から二五〇度五六〇メートルの地点から一二五度に引いた線、同地点から七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
伊達	東浜三角点（三メートル）（北緯四二度二七分四二秒東経一四〇度五二分一三秒）から二九〇度一、〇六〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
森	高森三角点（二五メートル）（北緯四二度六分二〇秒東経一四〇度三五分四〇秒）から三七度七〇〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面
臼	弁天島三角点（一〇メートル）（北緯四一度五六分一〇秒東経一四〇度五七分一〇秒）から二五六度八七〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
函	穴淵岬から一八〇度九五〇メートルの地点から六九度に引いた線、同地点から大野川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
松	松前灯台（北緯四一度二五分八秒東経一四〇度五二分二〇秒）を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
島	福島港外東防波堤灯台（北緯四一度二八分三三秒東経一四〇度一五分四五秒）から二五六度四七〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
江	鷗島灯台（北緯四一度五二分五秒東経一四〇度六分五〇秒）から一一五度三〇分五四〇メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面
瀬	三本杉三角点（九五メートル）（北緯四二度二七分二四秒東経一三九度五一分七秒）から一九〇度一、七八〇メートルの地点から二七度一、四一五メートルの地点まで引いた線、同地点から六度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇度一、四七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
寿	寿都港北防波堤灯台（北緯四二度四七分四三秒東経一四〇度一四一分一七秒）から一八八度三五〇メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面
都	岩内港西防波堤灯台（北緯四二度五九分四八秒東経一四〇度三〇分三四秒）から二〇九度三〇分二、三一五メートルの地点から三四四度七四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六度二、五六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一一七度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
余	シリバ岬から一三五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
市	平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
小	鯨塚三角点（一〇メートル）（北緯四三度一二分五五秒東経一四一度一八分五一秒）から二八度六〇〇メートルの地点から三一五度三、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二八度五、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
増	増毛灯台（北緯四三度五一分一八秒東経一四一度三一分三九秒）を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面
毛	留萌灯台（北緯四三度五七分三九秒東経一四一度三八分四二秒）から二二八度一、八〇〇メートルの地点から二七〇度一、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇
留	
萌	

青森県

度三、六六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	苦前岬三角点（六〇メートル）（北緯四四度一八分三四秒東経一四一度三九分三秒）を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面	羽	港町三角点（一四メートル）（北緯四四度二二分東経一四一度四一分四三秒）から二五度四一五メートルの地点から三二六度一四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九度三〇分一、四九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八七度四四五メートルの地点まで引いた線、同地点から一一四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	天	天塩港西防波堤灯台（北緯四四度五二分二秒東経一四一度四四分四秒）から一三一度一、一〇五メートルの地点から二五三度一、三四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四三度四、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から七三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに同線を延長した線以南の天塩川水面	稚	野寒布岬から声間崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	内	青苗岬から九〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	苗	天売港北防波堤灯台（北緯四四度二六分二二秒東経一四一度一九分五二秒）から二九二度三〇分三〇五メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面	焼	焼尻島三角点（五九・九メートル）（北緯四四度二六分三七秒東経一四一度二五分二二秒）を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	尻	杓形岬灯台（北緯四五度一一分一〇秒東経一四一度七分四八秒）から二八〇度二六五メートルの地点から三度七六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	形	石埼灯台（北緯四五度九分一秒東経一四一度一九分四三秒）から二二五度二、二八〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	脇	駕泊灯台（北緯四五度一四分四七秒東経一四一度一三分五三秒）から一三五度五〇メートルの地点から一二三度三〇分四四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三八度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	香	香深港北島防波堤灯台（北緯四五度一八分九秒東経一四一度三分一一秒）から二四七度三〇分五一一メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	深	金田ノ岬灯台（北緯四五度二七分三七秒東経一四一度二分一秒）から一七五度九五〇メートルの地点を中心とする半径一、二〇〇メートルの円内の海面中同灯台から〇度に引いた線以西の部分	浦	入前崎から行合崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	森	弁天崎を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面及び明海橋下流の中村川水面	鰺	弁天崎から七ツ石崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小泊橋下流の小泊川水面	小	厩石を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面及び増川橋下流の増川川水面	三	北防波堤突端（北緯四一度九分三三秒東経一四〇度三八分二八秒）を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面	平		館	
--	---	---	--	---	--	---	------------------------------	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	---	---	--	---	-----------------------------	---	---	---	--	---	--	---	---	---	--	---	--

秋田県				山形県				福島県			
秋田	田川	戸賀	北浦	能代	酒田	加茂	由良	鼠ヶ関	馬場	相馬	中津
鶴ノ崎（北緯三十九度五十分二九秒東経一三九度四九分一六秒）から一二九度三、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六五度七、六六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三五度五、九五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一六七度一二、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から七七度七に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに旧雄物川水面	弁天岬を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面	八斗崎から九〇度二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度二に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに北浦門前橋下流の賀茂川水面	能代三角点（二四メートル）（北緯四〇度二二分四三秒東経一四〇度一分一五秒）から一二度三〇分四、六六〇メートルの地点から二七度四、三三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三度三〇分二、五六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇二度三〇分一、二六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七度五、四一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇〇度二に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに米代川能代橋下流の河川水面	日和山三角点（三二メートル）（北緯三八度五五分一一秒東経一三九度四九分四九秒）から三三度一、六〇〇メートルの地点を中心とする半径三、四五〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ一〇度及び一九〇度二に引いた線以西の部分並びに陸岸により囲まれた海面並びに新内橋下流の新井田川水面	鉄砲崎を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面	由良港倉岩灯標（北緯三八度四三分二八秒東経一三九度四〇分二五秒）から一六四度三〇分二に引いた線、同灯標から七六度二に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	鼠ヶ関灯台（北緯三八度三三分三〇秒東経一三九度三二分二三秒）から沖ノ芽西端まで引いた線、同地点から一〇度一、二五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度四八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から沖平島北端（北緯三八度三四分四秒東経一三九度三二分四八秒）まで引いた線、同地点から九〇度二に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	松川崎三角点（三〇メートル）（北緯三七度四九分二八秒東経一四〇度五八分四一秒）を中心とする半径一、六〇〇メートルの円弧のうち同三角点からそれぞれ七三度三〇分及び二六三度二に引いた線以南の部分、同三角点から七三度三〇分一、六〇〇メートルの地点から三四二度三〇分五、七三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五七度一、〇四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九〇度二に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面	四倉港東防波堤灯台（北緯三七度六分二九秒東経一四一度六秒）から二九四度六一五メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面	安竜三角点（八一メートル）（北緯三六度五七分五九秒東経一四〇度五十六分五七秒）から二九度一九五メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面中いわき市江名と同市折戸との境界海岸（北緯三六度五七分四七秒東経一四〇度五十七分一九秒）から一三六度二に引いた線以北の部分	安竜三角点から二九度一九五メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面中江名港の区域に属する部分を除いた海面

茨城平		茨城平											
小名浜	下神白三角点（四六メートル）（北緯三六度五十六分一九秒東経一四〇度五五分一二秒）から一七三度二、五九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五〇度四、三三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三一三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに玉川橋下流の藤原川水面	大津岬灯台（北緯三六度四九分四七秒東経一四〇度四八分一一秒）から三一八度九〇〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面	会津港防波堤灯台（北緯三六度三三分三秒東経一四〇度三九分三七秒）から三一七度三〇分三六五メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面	日立灯台（北緯三六度三〇分三三秒東経一四〇度三七分五五秒）から二〇八度三〇分一、八二五メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ三〇度三〇分及び九八度に引いた線以東の部分、同地点から九八度一、八〇〇メートルの地点から一八八度二、三二五メートルの地点まで引いた線、同地点から二九二度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに久慈川久慈大橋及び茂宮川新茂宮橋各下流の河川水面	磯崎灯台（北緯三六度二二分五一秒東経一四〇度三七分三三秒）から一九一度一、六三三メートルの地点から六四度二、五八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度八、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	那珂湊港南防波堤灯台（北緯三六度二〇分一五秒東経一四〇度三六分九秒）から一四二度四七〇メートルの地点から〇度に引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに那珂川湊大橋及び酒沼川酒沼橋各下流の河川水面	大洗港沖防波堤南灯台（北緯三六度一七分二六秒東経一四〇度三五分一三秒）から二九三度三〇分二、三六五メートルの地点から一九九度一、七九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度一、四一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六度二、六一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	鹿嶋灯台（北緯三五度五九分三七秒東経一四〇度三八分五五秒）から八九度四五分五、二〇〇メートルの地点から二四一度に引いた線、同地点から一五一度九、七三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四一度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	銚子一ノ島灯台（北緯三五度四四分五二秒東経一四〇度五十一分二四秒）から一八六度五五〇メートルの地点を中心とする半径三、〇〇〇メートルの円内の海面及び松岸三角点（五一メートル）（北緯三五度四三分五三秒東経一四〇度四十七分三二秒）から一〇度三〇分に引いた線以東の利根川水面	黒鼻から八幡崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	安房白浜港灯台（北緯三四度五四分五三秒東経一三九度五十六分八秒）から二三一度三〇分七四五メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	館山港防波堤灯台（北緯三四度五九分一六秒東経一三九度五〇分五二秒）から一〇八度六一〇メートルの地点を中心とする半径三、〇〇〇メートルの円内の海面及び汐入橋下流の汐入川水面	木更津港防波堤西灯台（北緯三五度二二分三七秒東経一三九度五十一分四〇秒）から四九度四、八三〇メートルの地点から二九〇度八、〇四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三二度四、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二〇一度二、五

千葉	東京 都岡田	東京 波浮	元町	新島	大久保	神湊	八重根	東京 都浜	神奈 川県	神奈 横須賀	川県
○メートルの地点まで引いた線、同地点から一四七度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに矢那川矢那川橋及び小糸川人見橋各下流の河川水面	千葉灯標（北緯三五度三四分五秒東経一四〇度二分四五秒）から二三八度四分一二、八七〇メートルの地点から〇度に陸岸まで引いた線、同地点から一六三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに江戸川行徳橋、海老川市道海神宮本線海老川橋、都川寒川大橋及び養老川送油橋各下流の河川水面	岡田港防波堤灯台（北緯三四度四七分三四秒東経一三九度二三分一九秒）から一九〇度七〇五メートルの地点を中心とする半径九〇〇メートルの円内の海面	竜王埼灯台（北緯三四度四一分九秒東経一三九度二六分三六秒）から一三四度三〇分一九〇メートルの地点から一二八度四五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二一一八度六八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	仲之原三角点（一四メートル）（北緯三四度四五分一七秒東経一三九度二一分六秒）から一八二度五六〇メートルの地点を中心とする半径七〇〇メートルの円内の海面	新島三角点（四二九メートル）（北緯三四度二三分三八秒東経一三九度一五分五六秒）からナダラ岩東端を見とおした線、鳥ヶ島西端から鵜ノ根を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面	北風平三角点（一一九メートル）（北緯三四度七分四秒東経一三九度三〇分四九秒）を中心とする半径九〇〇メートルの円内の海面	横石鼻から〇度三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	前埼ヶ鼻（北緯三三度五十五秒東経一三九度四六分一五秒）を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	十五号地南信号所（北緯三五度三六分五〇秒東経一三九度五〇分五秒）から四八度四、五八〇メートルの地点から一九九五、三七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九〇度一〇、六一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三三度九、三六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二一九度六、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二〇四度七、二三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二六度三〇分一、四五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から横須賀市夏島町北端（北緯三五度一九分四九秒東経一三九度三八分二七秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、中川及び荒川葛西橋、大横川練兵橋、大島川西支川翼橋、隅田川永代橋、亀島川南高橋、築地川南門橋、古川最下流東海道本線鉄道橋、目黒川昭和橋、多摩川大師橋、鶴見川鶴見線鉄道橋、入江川入江橋、滝の川万代橋、新田間川金港橋、帷子川築地橋、大岡川弁天橋、堀川山下橋、千代崎川小港橋並びに堀割川八幡橋各下流の河川水面、月島川、汐留川、海老取川、鶴見川第一派川、鶴見川第二派川、入江川第一派川、入江川、第一小派川、入江川第二派川、入江川第三小派川、入江川第四小派川、入江川第五小派川及び入江川小派台川の各河川水面並びにこれらの海面及び水面に接続する各運河水面	横須賀市夏島町北端（北緯三五度一九分四九秒東経一三九度三八分二七秒）、同地点から六四度二、四七〇メートルの地点、同地点から四六度三〇分一、四五〇メートルの地点、観音埼灯台（北緯三五度一五分二秒東経一三九度四四分四三秒）から九〇度一、〇〇〇メートルの地点及び同地点から海瀬島灯台（北緯三五度一二分四四秒東経一三九度四四	

四分六秒）を見通し七、〇〇メートルの地点を順次に結んだ線、同地点から二九〇度	に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面	三崎 観音山鼻から城ヶ島安房埼まで引いた線、同島西端から二八一度一六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四八度二、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点と西ノ埼とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面	真鶴 磯埼から九〇度四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から真鶴埼北東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	新潟 姫川港沖防波堤東灯台（北緯三七度三分八秒東経一三七度五〇分五九秒）から一三一度九八〇メートルの地点から〇度一、六三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二六度二、五七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	能生 能生港北防波堤灯台（北緯三七度六分五六秒東経一三七度五九分五七秒）から二一九度九二五メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面	直江津 直江津港導流堤北灯台（北緯三七度一分一六秒東経一三八度一四三分三八秒）から二二一度一、六一五メートルの地点から三二五度三、〇三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五五度七、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに関川直江津橋及び保倉川信越本線鉄道橋各下流の河川水面	柏崎 大久保三角点（四五メートル）（北緯三七度二分四四秒東経一三八度三二分九秒）から二五八度一、六五〇メートルの地点から三二二度一、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五三度三、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに鶴川八坂橋下流の河川水面	寺泊 長峰三角点（一五〇メートル）（北緯三七度三七分二四秒東経一三八度四四秒五七秒）から〇度二、〇〇〇メートルの地点を中心とする半径二、三〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ二〇二度三分及び二九〇度引いた線以西の部分、同地点から二九〇度一、三〇〇メートルの地点から二〇度一、一三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇一度三分引いた線並びに陸岸により囲まれた海面	新潟 新潟港西区突堤灯台（北緯三七度五七分三二秒東経一三九度四分七秒）から二二〇度五五四分四、〇四〇メートルの地点、同地点から三四〇度五、〇〇〇メートルの地点、次第浜三角点（三〇メートル）（北緯三八度四四秒東経一三九度一六分三三秒）から三二〇度五、〇〇〇メートルの地点及び同三角点を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面並びに信濃川万代橋及び通船川山ノ下橋各下流の河川水面	岩船 岩船三角点（七三メートル）（北緯三八度一一分四秒東経一三九度二六分一秒）から一八七度三分三、〇〇〇メートルの地点から二八五度一、八九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四度五、一一五メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇四度	両津 金剛山三角点（九六二メートル）（北緯三八度一〇分二〇秒東経一三八度二五分一〇秒）から一四九度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	羽津 市振埼から五〇度一、二五〇メートルの地点を中心とする半径一、三〇〇メートルの円内の海面及び羽茂大橋下流の羽茂川水面	小茂 城山山頂（北緯三七度四八分四六秒東経一三八度一六分四三秒）を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面	富山 魚津港北北防波堤灯台（北緯三六度四九分一四秒東経一三七度二三分二九秒）から一六九度一、〇四〇メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面
--	---------------------	--	--	---	--	---	---	---	---	---	---	---	--	--

石川県										福井県																			
伏木	富山	山	氷	見	七	尾	穴	水	宇	津	小	木	飯	田	輪	島	福	浦	滝	金	沢	内	浦	和	田	小	浜	敦	賀
岩崎ノ鼻灯台（北緯三十六度四八分三〇秒東経一三七度二分五九秒）から三〇八度一、一〇〇メートルの地点から四〇度二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、富山東防波堤灯台（北緯三十六度四五分五秒東経一三七度一分三〇秒）から一〇二度三〇分一、四〇〇メートルの地点から〇度二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、これらの地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面、小矢部川城光寺橋、庄川新庄川橋及び神通川萩浦橋各下流の河川水面、内川水面、放生津潟水面並びに岩瀬運河及び中島閘門以北の富岩運河の各運河水面	唐島三角点（一二メートル）（北緯三十六度五一分五一秒東経一三六度五九分四四秒）を中心とする半径一、九〇〇メートルの円内の海面並びに余川川間島橋、上庄川北の橋及び新川野尻屋橋各下流の河川水面	屏風崎南端から石崎屏風北西端まで引いた線、能登島指向灯（北緯三十七度六分四一秒東経一三七度一分二二秒）から新崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大谷川新大谷川橋及び御祓川尾湾橋各下流の河川水面	タケガ鼻から二二九度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに城山橋下流の小又川水面	宇出津灯台（北緯三十七度一七分五九秒東経一三七度九分八秒）から八六度六九五メートルの地点から一八〇度八二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三三度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに笹谷川笹谷川橋、梶川港大橋及び薬師川薬師橋各下流の河川水面	城ヶ鼻（北緯三十七度一八分一二秒東経一三七度一四二分〇秒）から一八〇度一、四一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、三五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	妙見山三角点（五四メートル）（北緯三十七度二六分五四秒東経一三七度一六分二四秒）から二二〇度一、六〇〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面及び吾妻橋下流の若山川水面	竜ヶ崎から一一四度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びにいろは橋下流の河原田川水面	藻ノ崎を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	滝崎灯台（北緯三十六度五五分四五秒東経一三六度四五分）から一五七度九六〇メートルの地点を中心とする半径八〇〇メートルの円内の海面	大野灯台（北緯三十六度三六分五八秒東経一三六度三六分一〇秒）から二二七度三〇分五、〇二〇メートルの地点から三〇六度二、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三六度八、五四五メートルの地点まで引いた線、同地点から一二六度引いた線及び陸岸により囲まれた海面、大野川水面並びに普正寺橋下流の犀川水面	椿ヶ崎北西端（北緯三五度三二分二六秒東経一三五度二九分四四秒）から二四〇度五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点からダン鼻（北緯三五度三一分四八秒東経一三五度二九分二七秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	犬見崎から津崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに城山山頂から八〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	二兎島崎から波懸鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	松ヶ崎から明神崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに笹ノ橋下流の旧笹ノ川水面															

井	福	熱	海	網	代	伊	東	稲	取	下	田	手	石	松	崎	宇	須	土	肥	戸	田	静	浦	沼	津	田	子	の	浦	清	水	焼	津	瀬	の	河
井	三国防波堤南西方照射灯（北緯三十六度一三分一秒東経一三六度七分五三秒）から六度一、一三〇メートルの地点から二四九度一、一九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二〇度六、四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八一度三、四〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三三度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに九頭竜川新保橋及び竹田川港橋各下流の河川水面	稲村弁天岩（八メートル）（北緯三五度七分東経一三九度五分四八秒）から一八六度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	網代村三角点（一六三メートル）（北緯三五度二分四四秒東経一三九度五分四九秒）を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面中熱海港の区域に属する部分を除いた海面	伊東港東防波堤灯台（北緯三四度五八分二六秒東経一三九度六分一三秒）から二六四度一、二五〇メートルの地点を中心とする半径二、八〇〇メートルの円内の海面	稲取岬から〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	狼煙崎から赤島南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びにみなと橋下流の稲生沢川水面	タライ崎から二六二度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに青野川と前田川との合流点下流の河川水面	アジボガ鼻から一八〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	廻崎三角点（一五〇メートル）（北緯三四度五一分五八秒東経一三八度四五分二八秒）から一七四度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	丸山埼から二八度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	大川左岸突端を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	金桜山山頂（二五一メートル）から淡島島頂まで引いた線、同地点から大久保鼻護岸南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	下香貫村三角点（五〇メートル）（北緯三五度四二分二六秒東経一三八度五一分四一秒）を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面中同三角点から二三五度三五〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から二七〇度引いた線以北の部分並びに港大橋下流の狩野川水面	沼川東海道本線鉄道橋南西端を中心とする半径一、六〇〇メートルの円内の海面並びに沼川沼川新橋、和田川新和田川橋、潤井川田子の浦橋及び江川江川水門各下流の河川水面	清水灯台（北緯三五度三八秒東経一三八度三一分五〇秒）から六度六〇〇メートルの地点から三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに千歳橋下流の巴川水面	焼津港焼津南防波堤北灯台（北緯三四度五二分九秒東経一三八度二〇分一四秒）から二度一、二六五メートルの地点から八〇度八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三〇度八五メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度三、六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九五度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに瀬戸川当目大橋、小石川須原橋、旧黒石川新川橋、黒石川小川橋及び木屋川港橋各下流の河川水面	津	焼	水	清	浦	の	子	田	の	河										

愛知県													
大井	川井	榛川	原	相良	御前	崎	浜名	伊良	湖	福江	泉	三河	東幡豆
上新田三角点（一六メートル）（北緯三四度四九分八秒東經一三八度一六分二三秒）から一五一度四、二七〇メートルの地点を中心とする半径一、六〇〇メートルの円内の海面	仁田村三角点（八七メートル）（北緯三四度四四分五六秒東經一三八度一三分二〇秒）から一八〇度一、四五〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面及び港橋下流の勝間田川水面	愛鷹岩（北緯三四度四〇分三六秒東經一三八度一三分二五秒）から三〇〇度二、四〇〇メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面及び新橋下流の萩間川水面	御前崎灯台（北緯三四度三五四分五秒東經一三八度一三分三三秒）から四七度一、〇〇〇メートルの地点から一〇度四、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二二度二、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	弁天島駅（北緯三四度四一分二五秒東經一三七度三六分一秒）を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面並びに湖西市鷺津と同市新居町中之郷との境界湖岸（北緯三四度四二分三六秒東經一三七度三三分一六秒）から九〇度に引いた線、宇布見橋及び陸岸により囲まれた浜名湖水面	伊良湖岬灯台（北緯三四度三四分四六秒東經一三七度五八秒）を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面中同灯台から二七二度三〇分二、四〇〇メートルの地点と一七一度二、六一〇メートルの地点とを結んだ線から二〇〇メートルの距離にある北東側の線の南西側の部分を除いた海面	畠村三角点（六・〇メートル）（北緯三四度三八分四秒東經一三七度五五分三九秒）を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	泉港西防波堤灯台（北緯三四度三九分二六秒東經一三七度九分二七秒）から二一九度三〇分一二〇メートルの地点を中心とする半径五〇〇メートルの円内の海面	橋田鼻灯台（北緯三四度四五分五六秒東經一三七度一〇分一二秒）から一四三度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに汐川田原新橋、梅田川大崎橋、柳生川小池橋、豊川渡津橋、豊川放水路前芝大橋、佐奈川浜田橋及び音羽川永久橋各下流の河川水面	中柴海岸南端と寺部海岸南端とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面		吉田港灯標（北緯三四度四六分四九秒東經一三七度四分三九秒）から三五五度六三〇メートルの地点を中心とする半径一、四〇〇メートルの円内の海面及び鉄道橋下流の矢崎川水面	一色港西防波堤灯台（北緯三四度四七分一七秒東經一三七度四九秒）から四三度二〇分五九五メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	布土大橋基標（北緯三四度四八分一二秒東經一三六度五五分六秒）から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流東海道本線鉄道橋下流の逢妻川及び境川の各河川水面
島篠	崎	師	浦	衣	色	一	田	吉	豆	幡	東	河	三
蛭子ヶ鼻から二七〇度二五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五八度一、〇三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から中手島北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	同地点から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	鳶ヶ崎から九〇度に引いた線、羽豆崎から九〇度五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流東海道本線鉄道橋下流の逢妻川及び境川の各河川水面											

三 重 県													
豊 浜	内 海	常 滑	名 古 屋	三 重 桑	四 日 市	千 代 崎	津 崎	松 阪	宇 治 山 田				
豊浜港西防波堤灯台（北緯三四度四二分一五秒東經一三六度五六分一二秒）を中心とする半径九〇〇メートルの円内の海面	内海港第四号防波堤灯台（北緯三四度四四分一六秒東經一三六度五一分二九秒）から一二〇度三〇分二、〇八〇メートルの地点から二一八度一、〇六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三一二度三〇分二、四五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五三三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに内海橋下流の内海川水面	常滑港南防波堤灯台（北緯三四度五二分四二秒東經一三六度五〇分一秒）から一二六度一、五一〇メートルの地点から二三〇度二、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八八度三〇分八九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五九度五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三七度三、一五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三七七度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	大野港北防波堤灯台（北緯三四度五五分五八秒東經一三六度四九分一九秒）から三四〇度一〇〇メートルの地点から伊勢湾灯標（北緯三四度五六分一六秒東經一三六度四七分三三秒）まで引いた線、同灯標から三五三度三〇分九八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三一度三〇分四、五二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三八度二、四二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から名古屋港高潮防波堤（鍋田堤）屈曲部南西角（北緯三五度一分六秒東經一三六度四六分五三秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、天白川千鳥橋、大江川名古屋鉄道常滑線鉄道橋、山崎川忠治橋、堀川朝日橋、荒子川樋門、庄内川一色大橋、新川庄内新川橋及び日光川水こう門各下流の河川水面、新堀川水面並びに中川運河水面	揖斐川口灯台（北緯三四度五九分五八秒東經一三六度四三分一一秒）から三四六度五、四六〇メートルの地点から一一八度に引いた線と伊勢大橋との間の揖斐川水面	四日市港東防波堤北灯台（北緯三四度五七分五九秒東經一三六度四〇分一秒）から二五三度三〇分六、一五〇メートルの地点から一五八度四、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三五度一、五一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九三度八、一六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに朝明川朝明大橋、海蔵川三重橋、天白川大井ノ川橋、鈴鹿川磯津橋、鈴鹿川派川新五味塚橋及び三滝川大正橋各下流の河川水面	千代崎港南防波堤灯台（北緯三四度五一分一八秒東經一三六度三七分）から二二四度三〇分二二〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面及び千代崎橋下流の金沢川水面	鷺崎灯台（北緯三四度四二分四〇秒東經一三六度三一分二七秒）から一二九度一、五〇〇メートルの地点から二七〇度に引いた線、同地点から三五七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに岩田川津興橋、安濃川安濃津橋及び志登茂川江戸橋各下流の河川水面並びに同灯台から一四九度五、五一〇メートルの地点から七七度二、七五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二四度三、二五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに相川橋下流の相川水面	松阪港東防波堤灯台（北緯三四度三七分東經一三六度三三分四一秒）を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面	宇治山田港大湊防波堤灯台（北緯三四度三一分四五秒東經一三六度四五分三三秒）から二二八度二、六三〇メートルの地点を中心とする半径三、〇〇〇メートルの円内の海面並びに同円内の宮川、大湊川、勢田川及び五十鈴川の各河川水面				

府 京 都		本	木	鷲	尾	本	引	島	長	所	ケ	五	島	浜	切	波	羽	島								
久美	美	美	美	美	美	美	美	美	美	美	美	美	美	美	美	美	美	美								
大向三角点（一七三・五メートル）（北緯三五度三八分三八秒東經一三四度五十三分二六秒）から〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	下岡三角点（二八六メートル）（北緯三五度四〇分二八秒東經一三五度二三秒）から三〇〇度一、九〇〇メートルの地点を中心とする半径六〇〇メートルの円内の海面及び同円内の福田川水面	鳶口岬を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	大呂岬から友ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	林ノ下突端（北緯三五度四四分四五秒東經一三五度一五分二六秒）から甲崎龜礁まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	城山鼻から青島南端を経て鋤崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	片島鼻から日置崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面（阿蘇海を含む。）並びに太手橋下流の大手川水面	金ヶ崎から〇度一に引いた線、博奕岬から二七〇度一に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに高野川新橋、伊佐津川大和橋、寺川前島みなと歩道橋、与保呂川新川橋、祖母谷川富士橋及び志楽川松島橋各下流の河川水面	コッツイ崎から三ツグリ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	小崎から椎崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	豊国崎（北緯三四度一九分二四秒東經一三五度六分五六秒）から〇度一に引いた線、長崎から二七〇度一に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大川尾和橋及び東川落合橋各下流の河川水面	大崎三角点（一三六メートル）（北緯三四度一〇分五八秒東經一三六度一九分五六秒）から大石を経て千島鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	尾南曾鼻から佐波留島東端まで引いた線、同島北端から投石北端を経て猪ノ鼻（北緯三四度五分一四秒東經一三六度四分二二秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	船津川汐見橋及び銚子川銚子橋各下流の河川水面並びに白石湖水面	モト鼻から佐波留島南端まで引いた線、同島北端から投石北端を経て猪ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	鬼ヶ城三角点（一五三メートル）（北緯三三度五十三分三〇秒東經一三六度六分四八秒）を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面	大向三角点（一七三・五メートル）（北緯三五度三八分三八秒東經一三四度五十三分二六秒）から〇度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	下岡三角点（二八六メートル）（北緯三五度四〇分二八秒東經一三五度二三秒）から三〇〇度一、九〇〇メートルの地点を中心とする半径六〇〇メートルの円内の海面及び同円内の福田川水面	鳶口岬を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	大呂岬から友ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	林ノ下突端（北緯三五度四四分四五秒東經一三五度一五分二六秒）から甲崎龜礁まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	城山鼻から青島南端を経て鋤崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	片島鼻から日置崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面（阿蘇海を含む。）並びに太手橋下流の大手川水面	金ヶ崎から〇度一に引いた線、博奕岬から二七〇度一に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに高野川新橋、伊佐津川大和橋、寺川前島みなと歩道橋、与保呂川新川橋、祖母谷川富士橋及び志楽川松島橋各下流の河川水面	コッツイ崎から三ツグリ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	小崎から椎崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	豊国崎（北緯三四度一九分二四秒東經一三五度六分五六秒）から〇度一に引いた線、長崎から二七〇度一に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大川尾和橋及び東川落合橋各下流の河川水面

[illegible]

八木	姫路八木港西防波堤灯台（北緯三四度四六分一六秒東經一三四度四三分二一秒）から三五二度二一〇メートルの地点を中心とする半径五〇〇メートルの円内の海面及び八家川水門下流の八家川水面
姫路	中川口右岸突端から一八〇度二、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九七度三〇分四、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八七度九、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに市川潮止堰、野田川向島橋、船場川飾磨港大橋、水尾川西浜橋、夢前川最下流床止えん堤、汐入川水門、西汐入川水門、大津茂川大吉橋、網干川東雲橋、揖保川本町橋、中川中川橋及び元川元川橋各下流の河川水面
相生	釜崎から金ヶ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
赤穂	御崎から御前岩を経て取揚島北端まで引いた線、同地点から三二二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大津川石ヶ崎橋、野々内濤樋門、千種川赤穂大橋及び御崎濤元祿橋各下流の河川水面
津居山	津居山島猿ヶ城から赤島を見通した線及び陸岸により囲まれた海面並びに港大橋下流の円山川水面及び気比の浜橋以西の気比運河水面
柴山	柴山港灯台（北緯三五度三九分五七秒東經一三四度三九分四八秒）から一一八度一、一四〇メートルの地点から〇度一、二七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、二八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
香山	白石島北端から黒島北端を見とおした線、白石島北端から二四四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
坂浜	矢城ヶ鼻から観音山三角点（二四五メートル）（北緯三五度三八分東經一三四度二七分四四秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに清富橋下流の岸田川水面
岩屋	岩屋港西防波堤東灯台（北緯三四度三三分三一秒東經一三五度一分五秒）から六八度八〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
津名	生穂三角点（一五九メートル）（北緯三四度二七分三九秒東經一三四度五五分一五秒）から七六度一、九七〇メートルの地点から一四七度一、一三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二一度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに志筑川志筑大橋及び生穂川生穂橋各下流の河川水面
洲本	洲本港南防波堤灯台（北緯三四度二〇分四九秒東經一三四度五四分一二秒）から二七三度三三〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面及び洲本橋下流の洲本川水面
由良	由良三角点（一一四メートル）（北緯三四度一七分三七秒東經一三四度五六分二六秒）から三四七度七八〇メートルの地点から四〇度六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一二〇度二、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八二度二、五六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から生石鼻（北緯三四度一六分二秒東經一三四度五七分七秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
福良	釣島鼻から一三五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
湊	湊港西防波堤灯台（北緯三四度一九分五八秒東經一三四度四三分三一秒）から七八度三〇分二五メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面及び同円内の三原川水面

都志	郡家	富島	和歌山	宇久井	勝浦	浦	神	古座	西向	串本	日置	田辺	高日	由良	湯浅	広	和歌山	山	下津	津	鳥取	島
都志港北防波堤灯台（北緯三四度二五八分八秒東經一三四度四六分三八秒）から一四六度三三〇メートルの地点を中心とする半径五〇〇メートルの円内の海面及び都志大橋下流の都志川水面	郡家港西防波堤灯台（北緯三四度二八分四〇秒東經一三四度五〇分三六秒）から一八九度二三〇メートルの地点を中心とする半径五〇〇メートルの円内の海面及び大川橋下流の郡家川水面	富島港北防波堤灯台（北緯三四度三三分四秒東經一三四度五五分五七秒）から二二五度五五〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	目覚ノガマ（北緯三三度三九分三七秒東經一三五度五九分一七秒）から赤島南端まで引いた線、同島東端から三五一度に孔島まで引いた線、漁港東防波堤、漁港北防波堤及び陸岸により囲まれた海面	宇久井鼻から駒崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに鉄道橋下流の長野川水面	シケ島鼻から乙島南端まで引いた線、同地点から鶴島南端まで引いた線、鶴島東北端から三四六度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	懐山山頂から耳ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	九龍島島頂から三一〇度に引いた線、同島南東端から四三度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに古座川橋下流の古座川水面	橋杭一ノ島から稲荷島を見とおした線、橋杭一ノ島から戸島崎まで引いた線、遠見山山頂（一二四メートル）から二二四度九八五メートルの地点から二四六度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	日置川口両岸突端を結んだ線と日置大橋及び日置小橋との間の河川水面	番所鼻から斎田崎（北緯三三度四三分三八秒東經一三五度二一分八秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	壁川崎三角点（三八メートル）（北緯三三度五〇分四六秒東經一三五度九分五四秒）から二五二度二、二四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四三度三、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに日高川天田橋、下川西川小橋及び西川大橋各下流の河川水面	神谷崎から蟻島北端まで引いた線、同島南端から長崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに由良橋下流の由良川水面	タタキノ鼻から一八一度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに広川広橋及び山田川北橋各下流の河川水面	宮崎ノ鼻から地ノ島南端まで引いた線、同島鹿ノ首から田倉崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、土入川土入橋、紀の川北島橋、女良川旭橋及び有田川安諦橋各下流の河川水面並びに下津牛ヶ首防波堤灯台（北緯三三四度六分五二秒東經一三五度八分二二秒）から二四度一、一五〇メートルの地点から一六四度三〇分に引いた線以西の加茂川水面	八尋鼻から三一五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面							

小松	津長鼻から一七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに新明新橋下流の屋代川水面
柳井	柳井港東防波堤灯台（北緯三三度五七分七秒東経一三二度八分一七秒）から三八度六八〇メートルの地点から一八〇度二、三一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに片野橋下流の片野川水面
室津	唐釜（一九メートル）から長島奈古屋崎まで引いた線、同島赤石鼻から横島大石鼻まで引いた線、同地点から四五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面中上関港の区域に属する部分を除いた海面
上関	唐釜から長島奈古屋崎まで引いた線、同島赤石鼻から横島大石鼻まで引いた線、同地点から四五度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二八〇度一、一二五メートルの地点まで引いた線、同地点から三四二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
平生	梶取岬から用害三角点（一〇九メートル）（北緯三三度五三分四四秒東経一三二度二分四二秒）まで引いた線、同三角点から六四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八海橋下流の田布施川水面
室積	赤崎から赤岩まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
徳山	赤崎三角点（七一メートル）（北緯三四度二分四二秒東経一三一度四分三〇秒）から郷屋三角点（一四二メートル）（北緯三四度一分五秒東経一三一度四分二九秒）まで引いた線、馬島金崎から笠戸嶋三角点（二五六メートル）（北緯三三度五十六分一四秒東経一三一度四分三三秒）まで引いた線、同三角点から九二度一〇、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに最下流鉄道橋下流の島田川水面
三田	三田尻中関港築地東防波堤南灯台（北緯三四度五四秒東経一三一度三六分四三秒）から二七七度三〇分三二〇メートルの地点を中心とする半径一、一〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ二二度及び二五二度に引いた線以南の部分、中関灯台（北緯三三度五九分五八秒東経一三一度三二分三八秒）から一五五度九九〇メートルの地点を中心とする半径九〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ九六度三〇分及び三三五度に引いた線以南の部分並びに陸岸により囲まれた海面
秋穂	岩屋ノ鼻から七八度二、八〇〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
山口	岩屋ノ鼻から二九三度三〇分に引いた線、阿知須干拓地東北端（北緯三四度一分一九秒東経一三一度二分五八秒）から幸崎干拓地南西端（北緯三四度一分三二秒東経一三一度二分四四秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
丸尾	月崎から丸尾崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宇部	黒崎から本山灯標（北緯三三度五二分五四秒東経一三一度一分五九秒）まで引いた線、同灯標から二七五度に引いた線、本山岬から一六〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに真綿川真綿大橋及び厚東川大橋各下流の河川水面
小野田	小野田港防波堤灯台（北緯三三度五八分二四秒東経一三一度九分五三秒）を中心とする半径一、七〇〇メートルの円内の海面及び小野田橋下流の有帆川水面
厚狭	宮崎三角点（一一四メートル）（北緯三四度二二秒東経一三一度七分三七秒）から一五〇度一、三〇〇メートルの地点から一〇七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに下津橋下流の厚狭川水面
狭	

山口県福山

小串	竜宮島北端から七三度に引いた線、同島南端から一五〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
特牛	特牛灯台（北緯三四度一九分九秒東経一三〇度五三分三〇秒）から二〇〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
角島	角島三角点（三〇メートル）（北緯三四度二分三七秒東経一三〇度五十二秒）から〇度四〇〇メートルの地点を中心とする半径六〇〇メートルの円内の海面
粟野	串山三角点（五六メートル）（北緯三四度二分四三秒東経一三〇度五十八分六秒）から九〇度八〇〇メートルの地点を中心とする半径八〇〇メートルの円内の海面及び鉄道橋下流の栗野川水面
仙崎	屋海鼻から青海島千貫瀬鼻まで引いた線、王子鼻から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに琴橋下流の三隅川水面
萩	大瀬鼻から笠山山頂まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに雁島橋下流の松本川水面
須佐	海苔石から天神三角点（四六メートル）（北緯三四度三七分五〇秒東経一三一度三四分五四秒）を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面
江崎	宇生ヶ崎から布鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
山口	一 部埼灯台（北緯三三度五七分三四秒東経一三一度一分二三秒）から五六度三〇分一、九五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三九度三、一四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三七度一、一一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇九度一、二三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三〇〇度に引いた線、根岳山頂（七一メートル）から太郎ヶ瀬鼻まで引いた線、南風泊東防波堤、同防波堤突端から南風泊北防波堤突端まで引いた線、同防波堤、竹ノ子島台場鼻から三一〇度三七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四二二度に引いた線、六連島灯台（北緯三三度五八分四一秒東経一三〇度五二分四秒）から五六度四、八〇〇メートルの地点から〇度八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、七二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六連島鶴ノ石鼻まで引いた線、同島ウドノ鼻から二三度四八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三度六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四四度八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から和合良島島頂（二五メートル）まで引いた線、同島頂から二五七度一、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二四度三〇分三三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三一〇度三〇分一、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三一二度三〇分一、七七三メートルの地点まで引いた線、白洲灯台（北緯三三度五九分一秒東経一三〇度四七分三〇秒）から四九度三〇分二、三九〇メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円弧のうち同地点から一九〇度に引いた線以西であつて、かつ、同地点から二五四度三〇分に引いた線以南の部分、同地点から二五四度三〇分二、〇〇〇メートルの地点から三一二度三〇分一、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三一九度三〇分四、七八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九五度三〇分に白島まで引いた線、白島三角点（一二八メートル）（北緯三四度四一秒東経一三〇度四三分三七秒）から一八一度一、七一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度二、六四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七八度五、八四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度二、六五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八三度三〇分二四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度四一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四〇

徳島県														香川県													
度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに砂津川砂津大橋、紫川紫川大橋及び境川西港橋各下流の河川水面														度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに砂津川砂津大橋、紫川紫川大橋及び境川西港橋各下流の河川水面													
二 新門司防波堤灯台（北緯三三度五二分二秒東経一三一度三六秒）から二三度五三〇分一、〇二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七二度三〇分に陸岸まで引いた線、同灯台から二九〇度九六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一二度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに松ヶ江大橋下流の相割川水面														二 新門司防波堤灯台（北緯三三度五二分二秒東経一三一度三六秒）から二三度五三〇分一、〇二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七二度三〇分に陸岸まで引いた線、同灯台から二九〇度九六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一二度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに松ヶ江大橋下流の相割川水面													
遠見ノ鼻から〇度一、七五〇メートルの地点から九〇度二、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度四、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた線、竹島北端から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに文明橋下流の撫養川水面														遠見ノ鼻から〇度一、七五〇メートルの地点から九〇度二、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度四、八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度に引いた線、竹島北端から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに文明橋下流の撫養川水面													
今切港長原導流堤灯台（北緯三四度六分一四秒東経一三四度三六分三三四秒）から二四九度九七〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面及び三ツ合橋下流の今切川水面														今切港長原導流堤灯台（北緯三四度六分一四秒東経一三四度三六分三三四秒）から二四九度九七〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面及び三ツ合橋下流の今切川水面													
徳島市北沖洲東端（北緯三四度四分二秒東経一三四度三五四九秒）から一一四度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一六四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに沖洲川沖洲大橋、福島川福島新橋、新町川かちどき橋、御座船入江川山城橋、冷田川樋門、園瀬川鉄道橋、勝浦川勝浦浜橋、神田瀬川千歳橋及び立江川鷺橋各下流の河川水面														徳島市北沖洲東端（北緯三四度四分二秒東経一三四度三五四九秒）から一一四度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一六四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに沖洲川沖洲大橋、福島川福島新橋、新町川かちどき橋、御座船入江川山城橋、冷田川樋門、園瀬川鉄道橋、勝浦川勝浦浜橋、神田瀬川千歳橋及び立江川鷺橋各下流の河川水面													
富島東端から丸島島頂（七二メートル）まで引いた線、同島頂から四六度三〇分一、一〇五メートルの地点まで引いた線、同地点から青島三角点（五三メートル）（北緯三三度五五分三一秒東経一三四度四三分二秒）まで引いた線、同三角点から三〇六度三〇分に陸岸まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海面並びに富岡港防砂堤灯台（北緯三三度五五分三三秒東経一三四度四二分四秒）から二八四度三、五〇〇メートルの地点から一六二度に引いた線以東の桑野川及び派川那賀川水面														富島東端から丸島島頂（七二メートル）まで引いた線、同島頂から四六度三〇分一、一〇五メートルの地点まで引いた線、同地点から青島三角点（五三メートル）（北緯三三度五五分三一秒東経一三四度四三分二秒）まで引いた線、同三角点から三〇六度三〇分に陸岸まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海面並びに富岡港防砂堤灯台（北緯三三度五五分三三秒東経一三四度四二分四秒）から二八四度三、五〇〇メートルの地点から一六二度に引いた線以東の桑野川及び派川那賀川水面													
阿南市大潟町柏の東端（北緯三三度五三分一秒東経一三四度四〇分四〇秒）から楠ヶ浦北端（北緯三三度五一分一秒東経一三四度四一分三一秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面														阿南市大潟町柏の東端（北緯三三度五三分一秒東経一三四度四〇分四〇秒）から楠ヶ浦北端（北緯三三度五一分一秒東経一三四度四一分三一秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面													
足摺岬から笠野島北端を経て東由岐浦南端（北緯三三度四五分五〇秒東経一三四度三五分五九秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面														足摺岬から笠野島北端を経て東由岐浦南端（北緯三三度四五分五〇秒東経一三四度三五分五九秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面													
阿瀬比ノ鼻から大磯東端まで引いた線、大磯西端から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに日和佐川厄除橋及び奥潟川奥潟樋門下流の河川水面														阿瀬比ノ鼻から大磯東端まで引いた線、大磯西端から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに日和佐川厄除橋及び奥潟川奥潟樋門下流の河川水面													
小張崎から仏崎（北緯三三度三九分二四秒東経一三四度二五分二秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大川橋下流の牟岐川水面														小張崎から仏崎（北緯三三度三九分二四秒東経一三四度二五分二秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大川橋下流の牟岐川水面													
網代崎から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面														網代崎から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面													
古愛宕三角点（一九六メートル）（北緯三三度三三分二八秒東経一三四度一七分四五秒）から七四度一、五五〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面及び穴喰橋下流の穴喰川水面														古愛宕三角点（一九六メートル）（北緯三三度三三分二八秒東経一三四度一七分四五秒）から七四度一、五五〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面及び穴喰橋下流の穴喰川水面													
余木崎（北緯三四度二分三八秒東経一三三度三十五分五五秒）から四四度五、二五〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面														余木崎（北緯三四度二分三八秒東経一三三度三十五分五五秒）から四四度五、二五〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面													
観音寺港南防波堤灯台（北緯三四度七分二六秒東経一三三度三七分五四秒）から七二度四四〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面並びに財田川琴弾橋及び一ノ谷川港橋各下流の河川水面														観音寺港南防波堤灯台（北緯三四度七分二六秒東経一三三度三七分五四秒）から七二度四四〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面並びに財田川琴弾橋及び一ノ谷川港橋各下流の河川水面													

愛媛県										徳島県									
浦深	島直	庄	土	田	池	海	内	手坂	坂	引田	松本	三津	津	度志	松高	西香	出坂	亀丸	津多
荷落鼻から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	角崎北東端、向島荒崎鼻、家島東端、同島西端及び重石鼻を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面	室崎から一八〇度に引いた線、永代橋及び陸岸により囲まれた海面	飛火崎から沖ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	赤崎から三一五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	まち同地点からそれぞれ一四三度及び二七二度に引いた線以南の部分並びに陸岸により囲まれた海面	大滝三角点（四三五メートル）（北緯三四度二七分五〇秒東経一三四度二〇分一八秒）から二四七度一、八五〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ一四三度及び二七二度に引いた線以南の部分並びに陸岸により囲まれた海面	引田鼻から馬宿川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに御幸橋下流の小海川水面	湊村三角点（九・七メートル）（北緯三四度一五分二秒東経一三四度二分二八秒）から二七二度一、五三〇メートルの地点を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面	長尾鼻から三一五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに津田川ゲート下流の津田川水面	燈籠鼻から二七四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	高松港朝日町外防波堤南灯台（北緯三四度二一分四〇秒東経一三四度三分一九秒）から一七九度三〇分六九五メートルの地点を中心とする半径二、八〇〇メートルの円内の海面、同円内の新川及び春日川の各河川水面並びに高松琴平電気鉄道志度線鉄道橋下流の詰田川水面	芝山山頂（四五メートル）から〇度一五〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	蛸崎（北緯三四度一九分二四秒東経一三三度四九分四九秒）から沙彌島マコ鼻まで引いた線、同地点から総社川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	丸亀港蓬萊町防波堤灯台（北緯三四度一八分三九秒東経一三三度四六分五八秒）から一一九度一、七五五メートルの地点から上真島三角点（三六メートル）（北緯三四度一九分東経一三三度四七分三一秒）まで引いた線、同三角点から二三七度三〇分に昭和町防波堤まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面	城ヶ下三角点（九三メートル）（北緯三四度一六分八秒東経一三三度四四分四一秒）から三五七度五八〇メートルの地点を中心とする半径一、三〇〇メートルの円内の海面	四〇メートルの地点から岩島島頂（三・四メートル）まで引いた線、同島頂から二七〇度五、五九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに詫間水門下流の高瀬川水面	大島島北東端から五四度に引いた線、同島南端から小島島北西端まで引いた線、同島南端から一三五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	三玉岩灯標（北緯三四度四分五三秒東経一三三度四〇分二一秒）から一二三度二、四四〇メートルの地点から岩島島頂（三・四メートル）まで引いた線、同島頂から二七〇度五、五九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに詫間水門下流の高瀬川水面	尾

宇和島	戎ヶ鼻から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
吉田	竜王鼻（北緯三三度一五分三秒東經一三二度三〇分五六秒）から七一度二、一〇〇メートルの地点から一三五度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに立間川長栄橋、立間尻川口橋、南谷川新港橋及び鶴間川大日大橋各下流の河川水面
三瓶	御手洗鼻から龍王埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
八幡	城ヶ浦鼻から三四〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
川之石	松ヶ鼻から丸岩鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
三崎	オミ岬から大鳥井塔を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面
三機	横鼻から走手鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
長浜	長浜港北防波堤灯台（北緯三三度三七分一二秒東經一三二度二九分二二秒）から二四三度八〇〇メートルの地点を中心とする半径九〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ二二〇度及び二八六度引いた線以西の部分、同地点から二八六度九〇〇メートルの地点から一六度五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から五二度三、一九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四二度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
郡中	郡中港西防波堤灯台（北緯三三度四五分三七秒東經一三二度四一分三八秒）から一四二度三〇分四四〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
松山	興居島黒埼から一八五度三〇分四、一四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度に陸岸まで引いた線、同島神埼から白石ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
北条	鹿島三角点（一一四メートル）（北緯三三度五八分二六秒東經一三二度四五分四九秒）から七一度三〇分六九〇メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面
菊間	菊間港防波堤灯台（北緯三四度二分一八秒東經一三二度五〇分一六秒）から一九八度一八〇メートルの地点を中心とする半径七〇〇メートルの円内の海面及び更生橋下流の菊間川水面
今治	大浜潮流信号所（北緯三四度五分二五秒東經一三二度五九分一六秒）から九六度三三〇メートルの地点から一二〇度三、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四八度三、一一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三一度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに東門橋下流の蒼社川水面並びに来島山尻ノ鼻からそれぞれ一七度及び二五四度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面
吉海	鴨磯から七〇度に引いた線、同地点から津倉北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
壬生川	壬生川港壬生川西防波堤灯台（北緯三三度五七分二五秒東經一三三度六分三九秒）から二六六度三〇分二、五五〇メートルの地点から六七度四、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四七度一、五九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

高知県	
西条	西条港導灯（後灯）（北緯三三度五五分四秒東經一三三度一〇分三二秒）から一四五度三五メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面
新居	新居浜市と西条市との境界海岸（北緯三三度五六分五秒東經一三三度一四分九秒）から三五一度三〇分に引いた線、大島虎崎から二七〇度三、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五四度に引いた線、大島中山崎から一九六度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに元塚橋下流の尻無川水面
寒川	寒川港防波堤灯台（北緯三三度五八分二六秒東經一三三度三〇分五〇秒）から二一五度三〇分三二五メートルの地点を中心とする半径四〇〇メートルの円内の海面
三島	川之江三角点（六二メートル）（北緯三四度四七秒東經一三三度三四分三秒）から四四度一、六四〇メートルの地点から三二一度一、二二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二三五度六、五七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一六三度一、一〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六〇度八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
岡村	岡村島三角点（一六〇メートル）（北緯三四度一一分二三秒東經一三二度五三分二〇秒）から一九三度三〇分六四〇メートルの地点から一五八度二五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二一度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
宮浦	泊ヶ鼻（北緯三四度一四分五二秒東經一三二度五九分一四秒）から道明ヶ鼻（北緯三四度一五分八秒東經一三二度五九分二一秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
伯方	金ヶ崎から波戸名鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
室戸	唐人ヶ鼻を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
室浦	外防波堤突端（北緯三三度一五分四九秒東經一三四度九分四七秒）を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
津奈	後免一号防波堤突端（北緯三三度一七分八秒東經一三四度八分三三秒）を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面及び港橋下流の室津川水面
利半	奈半利川口左岸突端を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面及び奈半利川橋下流の奈半利川水面
高知	高知灯台（北緯三三度二九分四六秒東經一三三度三四分二三秒）から一八〇度五〇六メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度三、〇二五メートルの地点まで引いた線、同地点から三二二度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに下田川五台山橋、国分川青柳橋、堀川大鋸屋橋、鏡川九反田橋及び新川川御倉橋各下流の河川水面
宇佐	白ノ鼻から〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
須崎	コギノ鼻から二五七度一、五五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から角谷岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大峰橋下流の桜川水面
久礼	大野崎から二一五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
上ノ加	加江崎から押岡崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

佐世保	高後崎から寄船崎まで引いた線、猪ノ首鼻から口木崎まで引いた線、フル崎から針尾島三ツ岳山頂（二八メートル）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに佐世保川平瀬橋及び日宇川白岳橋各下流の河川水面
相保	大崎から三四〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
浦	魚見崎からコウゴ瀬まで引いた線、同地点から黒島北端を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面
浦	江迎
江迎	大橋下流の江迎川水面
田	南風崎から平戸島南竜崎まで引いた線、同地点から九〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
松	蛭子崎（北緯三三度二分三秒東經一二九度四二分八秒）から三一六度一五〇メートルの地点から〇度一、九一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
浦	野崎から雇尾鼻（北緯三三度二分一秒東經一二九度四四分三秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
福	石切鼻から一〇九度一、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八四度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
江	いた線及び陸岸により囲まれた海面
富	和島北端から三一五度引いた線、同島東端から一八〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
玉	小浦北端から島山島西端まで引いた線、同島黒瀬崎から九〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
浦	針ノメズ鼻から沖ノ平瀬北端を経て尼崎まで引いた線、団助鼻からヒキ瀬北端を見とおした線及び陸岸により囲まれた海面
宿	掛り先鼻から末津島西端まで引いた線、同島南端から奈留神鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
島	福見崎から二二〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
奈	野首崎から二四九度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
尾	金剛崎から祝言島西ノ鼻まで引いた線、同島唐崎から七五度引いた線、相河大橋、三日ノ浦橋及び陸岸により囲まれた海面
川	小値賀港黒島南防波堤灯台（北緯三三度一〇分五七秒東經一二九度三分五一秒）から二四四度一、一九〇メートルの地点から三〇七度七七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三五五度引いた線、同灯台から二三五度三〇分三三〇メートルの地点から六〇度三八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から四〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
平	山姥崎から黒子島東端を経て獅子駒崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
戸	坊山崎から待鹿崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
津	
吉	

熊本	明神崎（北緯三三度二分一秒東經一三〇度二二分二秒）を中心とする半径一、七〇〇メートルの円弧、同地点からツツワ崎（北緯三三度一分二秒東經一三〇度二分一秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
豆	鶴山山西端（北緯三三度一八分四四秒東經一三〇度二八分一〇秒）から唐船岩を経て唐船鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面、同山西端から一三五度三、〇〇〇メートルの地点から二二五度引いた線以北の湯浦川水面並びに白岩橋下流の佐敷川水面
酸	八代港北防砂堤灯台（北緯三三度二分四九秒東經一三〇度三三分四秒）から五六度三〇分三、一八〇メートルの地点から二六一度三〇分七、二九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九七度三〇分一、二〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一一七度三〇分三、〇一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から六二度三〇分一、二〇〇メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに水無川産島橋、前川八代大橋、南川南川橋及び球磨川金剛橋各下流の河川水面
三	瀬戸ノ鼻から三角灯台（北緯三三度三七分三〇秒東經一三〇度二六分三九秒）まで引いた線、大矢野島塔ヶ崎から千束島六四郎鼻まで引いた線、黒崎から一八〇度引いた線、戸馳島灯台（北緯三三度四分三四秒東經一三〇度二九分一九秒）から二二〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
角	白川左岸突端から二六五度三、〇五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四九度三、二六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七四度三〇分一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一〇四度三、四五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八五度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
本	檜崎山三角点（二七三メートル）（北緯三三度四七分二〇秒東經一三〇度三七分四九秒）から二九八度二、八五〇メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面及び同三角点から一八〇度引いた線以西の坪井川水面
百	
貫	

生	鳥瀬崎から九〇度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度引いた線、呼崎から潮見崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
月	曲り鼻から一八〇度六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度引いた線、ツルノサガリ鼻から一八〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
大	若宮崎から竜神崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
島	細崎から烏帽子崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
芦	
辺	
郷	
ノ	
浦	名島島南東端から一三七度引いた線、同島北端から若宮島北東端まで引いた線、同島北西端から鳥屋鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
勝	北西端から戸ノ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
比	尉殿崎から戸ノ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
田	立場崎からトロク崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに佐須奈川昭和橋及び大戸川佐須奈橋各下流の河川水面
須	
奈	耶良崎灯台（北緯三四度一分三九秒東經一二九度一七分五四秒）から八三度七〇メートルの地点から一五八度五五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二二〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
嚴	豆酸崎から小母崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
原	
豆	
酸	
熊本	

大分	佐賀	関	臼杵	津	久見	佐伯	蒲江	宮崎	北浦	延岡	土佐	々々	呂	細島	宮崎	内海	油津	外浦
大分港北突堤灯台（北緯三三度一五五分五秒東經一三一度三五分一三秒）から二七〇度三分一、七〇〇メートルの地点から二四度一、二五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から七四度一二、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九度四、九五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九二度三、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大野川鶴崎橋、乙津川海原橋、裏川裏川橋及び大分川弁天大橋各下流の河川水面	踊鼻から六六度引いた線及び陸岸により囲まれた海面		天神ヶ鼻から三三七度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	横浦崎から一一六度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに下青江橋下流の青江川水面		番匠川口右岸突端から東島東端まで引いた線、高松戎鼻から官島島頂を経て浪太鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに中川海運橋、中江川美国橋及び番匠川水路橋各下流の河川水面	米搗鼻から雀研鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	投石礁東端から烏帽子落南端まで引いた線、同地点から三四二度に引いた線、投石礁東端から三四六度引いた線及び陸岸により囲まれた海面	東海山山頂（二五八メートル）から二六〇度一、〇〇〇メートルの地点を中心とする半径二、五〇〇メートルの円内の海面並びに同円内の五ヶ瀬川、祝子川、友内川及び北川の各河川水面	洋望崎からタカチ落に引いた線、同地点から一七八度引いた線及び陸岸により囲まれた海面			倉戸鼻から乙島三角点（七九メートル）（北緯三二度二七分五五秒東經一三一度四〇分六秒）まで引いた線、同三角点から九二度三〇分二、七二五メートルの地点まで引いた線、同地点から一七七度三〇分一、七五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から戒の上三角点（一〇二メートル）（北緯三二度二五五分二五秒東經一三二度四一分六秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	樋村水神松三角点（二・一メートル）（北緯三一度五四分二七秒東經一三一度二七分二四秒）を中心とする半径四、〇〇〇メートルの円内の海面並びに大淀川高松橋及び新別府川一ツ葉橋各下流の河川水面	内海港沖防波堤灯台（北緯三一度四五分八秒東經一三一度二八分三二秒）から三四八度三八〇メートルの地点を中心とする半径一、三〇〇メートルの円内の海面及び内海橋下流の内海川水面	裸碓灯台（北緯三一度三三分五四秒東經一三一度二四分五九秒）から三一八度三〇分六六〇メートルの地点から一八〇度二四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二〇〇度三〇分一、〇九〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに堀川運河水面	観音崎から祇園崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに黒島橋下流の潟上川水面	

福島	鹿兒島	志布志	内志	浦之	大浦	泊大	大根	占根	鹿屋	垂水	福山	加治木	鹿島	児島	喜入	山川	枕崎	野間	池間	串木	木野	野
川及び福島川の各河川水面	志布志港防波堤灯台（北緯三十二度二十八分二六秒東経一三十一度六分三二秒）から一〇一度一、九〇〇メートルの地点から二八度六、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三四六度三〇分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	火埼から高埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに内之浦橋下流の広瀬川水面	波山鼻を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面	城ヶ崎突端を中心とする半径一、五〇〇メートルの円内の海面	鹿屋港北沖防波堤南灯台（北緯三十二度二十四分九秒東経一三〇度四十五分三一秒）から八〇度八四〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	垂水港南防波堤灯台（北緯三十二度二十九分四一秒東経一三〇度四一分四二秒）から三八度三〇分八八〇メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円弧のうち同地点からそれぞれ二五九度及び三五一度に引いた線以西の部分、同地点から二五九度二、〇〇〇メートルの地点から一六七度二、五七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から八四度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに本城橋下流の本城川水面	若御子鼻から宮浦川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	加治木港基本水準標識（北緯三十一度四三分四八秒東経一三〇度四〇分二秒）から二七五度三〇分二〇〇メートルの地点を中心とする半径八〇〇メートルの円内の海面並びに綱掛川綱掛橋及び日本山川日本山橋各下流の河川水面	平川三角点（一二六メートル）（北緯三十二度二七分四二秒東経一三〇度三〇分三一秒）から一四七度一、七〇〇メートルの地点から九〇度一、七〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から沖小島三角点（三九メートル）（北緯三十一度三三分三九秒東経一三〇度三十六分五五秒）まで引いた線、同三角点から神瀬灯台（北緯三十一度三十四分一秒東経一三〇度三三分二四秒）まで引いた線、同灯台から三四二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに甲突川天保山橋及び永田川小松原橋各下流の河川水面	ENEO喜入基地船だまり東防波堤灯台（北緯三十二度二三分四〇秒東経一三〇度三二分二八秒）を中心とする半径四、五〇〇メートルの円内の海面	山川港番所鼻灯台（北緯三十一度一二分三六秒東経一三〇度三八分一二秒）を中心とする半径二、三〇〇メートルの円内の海面	赤崩鼻からカク鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	山神鼻を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面	串木野港A防波堤灯台（北緯三十一度四二分三六秒東経一三〇度一五分八秒）から一〇九度二、六六〇メートルの地点から二八度二、八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二一度三分三、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二五二度三〇分五五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二一度三分一、三〇〇メー								

内川	唐山三角点（四四メートル）（北緯三二度五一分四四秒東経一三〇度二二分六秒）から二〇度三、九六〇メートルの地点から三二八度二、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一九九度二、六二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から牛ノ頭北端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに月屋山三角点（一六〇メートル）（北緯三十一度五〇分四九秒東経一三〇度一三一分一六秒）から二二五度三〇分に引いた線以北の川内川及び原田川の各河川水面
阿久根	阿久根港西防波堤灯台（北緯三二度一分二三秒東経一三〇度一一分二三秒）から一八五度六〇メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円内の海面及び港橋下流の高松川水面
米ノ津	米ノ津港西防波堤北灯台（北緯三二度八分六秒東経一三〇度二〇分一二秒）から一三四度三〇分六九〇メートルの地点を中心とする半径一、九〇〇メートルの円内の海面及び米之津橋下流の米ノ津川水面
西之表	西之表港沖防波堤北灯台（北緯三〇度四四分三七秒東経一三〇度五八分五七秒）から一三度三〇分八二五メートルの地点から三〇六度三〇分一、二六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八一度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
島間	島間港沖防波堤灯台（北緯三〇度二八分一一秒東経一三〇度五一分五六秒）から一九八度三〇分七二〇メートルの地点を中心とする半径五〇〇メートルの円内の海面
中倉	倉妻埼から串崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
手打	釣掛灯台（北緯三十一度三七分二三秒東経一二九度四一分二七秒）から七〇度三〇分一、九〇〇メートルの地点を中心とする半径一、〇〇〇メートルの円内の海面
一湊	湊鼻から二二一度三分四二〇メートルの地点を中心とする半径一、八〇〇メートルの円内の海面及び一湊川橋下流の一湊川水面
宮之浦	肥瀬ノ埼から八〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から塚崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに宮之浦橋下流の宮之浦川水面
名瀬	赤埼から九〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
古仁屋	皆通埼から二四四度引いた線、油井埼から一八〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
沖繩	金武岬南端から伊計島北端まで引いた線、同島南端、宮城島東端、浮原島東端、津堅島南端及び久高島東端を順次に結んだ線、同島南端から知念岬南端まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海面
那覇	大嶺鼻西端から三二二度三、〇〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二〇度六、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに国場川明治橋及び安里川泊高橋各下流の河川水面
久米	渡久地港南防波堤灯台（北緯二六度三九分三八秒東経一二七度五三分一八秒）から一一度一五九〇〇メートルの地点から二六二度一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から瀬底島東端まで引いた線、同地点から一九〇度二、三〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九七度引いた線及び陸岸により囲まれた海面

運		屋我地島ウフグチ埼西端から二八五度に引いた線、屋我地大橋、羽地奥武橋及び陸岸に
天		より囲まれた海面
平		下埼西端から二七〇度に引いた線、野川埼北端から〇度と同線まで引いた線及び陸岸に
良		より囲まれた海面
石		観音埼西端から一八〇度三、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三〇度
垣		一、五〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度四、九〇〇メートルの地点
		まで引いた線、同地点から〇度引いた線及び陸岸により囲まれた海面
別表第二		(第二條關係)
都道府県		特定港
北海道		根室、釧路、苫小牧、室蘭、函館、小樽、石狩湾、留萌、稚内
青森県		青森、むつ小川原、八戸
岩手県		釜石
宮城県		石巻、仙台塩釜
秋田県		秋田船川
山形県		酒田
福島県		相馬、小名浜
茨城県		日立、鹿島
千葉県		木更津、千葉
東京都		京浜
神奈川県		横須賀
新潟県		直江津、新潟、両津
富山県		伏木富山
石川県		七尾、金沢
福井県		敦賀、福井
静岡県		田子の浦、清水
愛知県		三河、衣浦、名古屋
三重県		四日市
京都府		宮津、舞鶴
大阪府		阪南、泉州
兵庫県		阪神
兵庫県		東播磨、姫路
和歌山県		田辺、和歌山下津
鳥取県		境
島根県		
島根県		浜田
岡山県		宇野、水島
広島県		福山、尾道糸崎、呉、広島
山口県		岩国、柳井、徳山下松、三田尻中関、宇部、萩
山口県		関門
福岡県		
徳島県		徳島小松島
香川県		坂出、高松

愛媛県		松山、今治、新居浜、三島川之江
高知県		高知
福岡県		博多、三池
佐賀県		唐津
佐賀県		伊万里
長崎県		長崎、佐世保、厳原
熊本県		八代、三角
大分県		大分
宮崎県		細島
鹿児島県		鹿児島、喜入、名瀬
沖縄県		金武中城、那覇
別表第三		(第三條關係)
都道府県		指定港
千葉県		館山、木更津、千葉
東京都		京浜
神奈川県		横須賀
神奈川県		